

第7章

紛争後のアフリカ社会における国際的な刑事裁判所の役割と課題

望月 康恵

要旨：

本研究は、紛争後のアフリカ社会において国際的に設立された二つの刑事裁判所の役割および機能を探ることにより、現地における法の支配の定着、不処罰の伝統の終了に対する司法の役割を明らかとするものである。この考察の前段階として、ルワンダ国際刑事裁判所およびシエラレオネ特別法廷の設立の経緯および活動について年表を作成し事実関係を明らかとした。

キーワード：

国際刑事裁判所、ルワンダ、シエラレオネ、紛争後の司法の役割

はじめに

紛争後の社会において、国際的な裁判所によって個人の刑事上の責任を追究する制度が構築されている。アフリカにおいては、「1994年1月1日から1994年12月31日の間、ルワンダ領域内で行なわれた集団殺害およびその他の国際人道法の重大な違反について責任を有する者ならびに近隣諸国の領域で行なわれた集団殺害およびその他の違反に責任を有するルワンダ市民の訴追のための国際刑事裁判所」(ルワンダ国際刑事裁判所、ICTR)お

よび「シエラレオネ特別法廷」(SCSL)が設立され運営されている。ルワンダ国際刑事裁判所は国際連合(国連)の安全保障理事会(安保理)決議に基づいて設立され、またシエラレオネ特別法廷は国連とシエラレオネとの条約によって設立されており、いずれも国際的な組織である。

両裁判所はジェノサイド(集団殺害)をはじめとする国際犯罪の行為者を訴追し処罰することを目的としており、国際的に個人が処罰されるという国際的な制度の確立を示している。またこれら裁判所は紛争後のアフリカ社会における司法の機能の強化という役割も担っている。つまり国際的な刑事裁判という普遍性ととも、アフリカにおける特殊性をも担うのである。これら二つの機能を持つ裁判所に関して、本稿では、特に次の点を考察の対象とする。

- (1) 国際的な刑事裁判所は、紛争後のアフリカ社会において「不処罰の文化」を断ち切る役割を担っているのか。また当該地域において「法の支配」を定着させ司法能力の強化を促進するのか。
- (2) 二つの刑事裁判所は、国内裁判の代替として位置づけられ、その役割も暫定的なものである。国連の完了戦略に基づいて将来的にはその機能を国内の司法制度に移管することが予定されている。国際的な制度から国内制度への継承において問題が生じるのではないのか。またその対応はいかになされるのか。
- (3) 国際的な刑事裁判所の役割を「移行期の司法」の一プロセスと捉えた場合、他の手段との有機的な繋がりは見られるのか。

以上の問題関心に基づく研究の中間的な報告として、本報告は、両裁判所の設立の経緯、裁判所の活動について年表を作成した。また裁判所規程および関連の規則の翻訳を付した。

ルワンダ国際刑事裁判所関連年表

1993年	8月	アルーシャ和平協定締結
1994年	4.6	ハビャリマナ大統領の搭乗機が撃墜される
	5月	国連人権委員会 特別会合開催、ルワンダの状況を調査するために特別報告者を任命
	7.1	「ルワンダにおける国際人道法の深刻な違反の調査および分析のための専門家委員会」を安保理決議によって設立 (S/RES/935)
	7月	ルワンダ愛国戦線 (RPF) 軍事勝利
	9.28	ルワンダ新政府、民族和解および安定した民主主義国家の建設を目的として、国際法廷の設置を安保理に要請 (S/1994/1115)
	10.1	専門家委員会中間報告において、国際刑事法廷の設置を呼びかける (S/1994/1125)
	11.8	国連憲章第7章に基づく裁判所設立決定 (S/RES/955、Annex) 裁判所規程 「1994年1月1日から同年12月31日までの間にルワンダ領域で行われた集団殺害罪その他国際人道法の重大違反に責任ある者及び隣接諸国領域で行われた集団殺害その他の重大違反にある責任あるルワンダ市民を訴追する国際刑事裁判所」 裁判所 タンザニアのアルーシャに設置 上訴裁判部 オランダのハーグ(上訴裁判部の裁判官が旧ユーゴ国際刑事法廷と共有) ルワンダ政府 ICTR の設置決議に反対票を投じる。時間的管轄権の不十分さを理由の一つとする (S/PV.3453, p.14)
1995年	2.22	アルーシャに ICTR 設立を決定 (S/RES/977)
	2.27	安保理は加盟国に対して自国領域内の被疑者を逮捕し勾留することを促す
	6.26-30	第1回本会議 (ハーグ)、裁判官が手続および証拠規則を採択

	8.31	国連とタンザニア共和国の間で国際裁判所本部に関する協定締結 (A/51/399-S/1996/778, appendix)
	11.22	検察官最初の起訴状を提出
	11.27	ICTR 本部での活動開始
1996 年	1.8-12	第 2 回本会議 勾留規則、弁護人就任についての指針を採択
	7.1-5	第 3 回本会議
	8.30	ルワンダ政府が統治基本法を公布。ジェノサイドに関する国内法制 定。国内裁判を開始。304 名に有罪判決を下す（うち 180 名に死 刑判決、103 名に無期懲役の判決を下す）
1997 年	1 月	ICTR 公判開始
	6.2-6	第 4 回本会議 規則第 7 条 bis 採択。裁判所長が安保理に対して、 国家によるあらゆる不履行を報告する権限を与える
1998 年	4.24	ルワンダの国内法に基づいて、22 名のジェノサイド犯罪者がキガ リで公開処刑
	4.30	安保理、3 つ目の第一審裁判部設立 (S/RES/1165)
	6.1-5	第 5 回本会議。手続き迅速化のために規則修正
	9.2	J. P. Akayesu 判決 (ICTR 初の判決、終身刑) ジェノサイド条約 の国際法廷で始めて解釈、適用され、1994 年にルワンダでジェノ サイドが生じたことが確認される (原告、被告共に上訴)
	9.4	J. Kambanda 判決 (終身刑、被告上訴)
1999 年	2.5	O. Serushago 判決 (禁固刑 15 年、被告上訴)
	5.21	C. Kayishema、O. Ruzindana 判決 (共同訴訟 Kayishema 終 身刑、Ruzindana 禁固刑 25 年、原告被告共に上訴)
	6.4	第 6 回本会議
	12.6	G. Rutaganda 判決(終身刑、被告上訴)
2000 年	1.27	A. Musema 判決 (終身刑、被告上訴)
	2.18-20	第 7 回本会議 (規則の改正)
	4.6	O. Serushago 上訴裁判部判決 (第一審判決を支持)

- 6.1 G. Ruggiu 判決(禁固刑 12 年)
- 6.26-29 第 8 回本会議 (規則の改正)
- 9.25 キガリに裁判所広報センターが開設 (Outreach Programme のフォーカルポイント)
- 11.30 第 9 回本会議 手続および証拠規則の修正 (第 48 条 bis 起訴状の併合 Joinder of indictments など)
- 2001 年 1.26 ガチャチャに関する法律ルワンダで設立
- 5.30-31 第 10 回本会議。手続および証拠規則の修正 (第 55 条 bis*)
- 6.1 Akayesu v. The Prosecutor (上訴裁判部) 第一審裁判部の判決確認
 Kayishema and Ruzindana v. The Prosecutor(上訴裁判部)
 Kayishema 第一審の判決を確認 (終身刑)、Ruzindana (禁固刑 25 年)
- 6.7 I. Bagilishema 判決 (無罪)
- 11.16 Musena v. The Prosecutor (上訴裁判部) 第一審の判決を確認
- 11.23,
- 12.3 6 名の有罪確定者の禁固刑をマリで執行することを決定する
- 2002 年 5.31 本会議
- 7.5-6 第 12 回本会議 手続および証拠規則の改正 11 条 bis* 国内裁判所への事件の付託
- 8.14 安保理、18 名の臨時裁判官のプール制度創設 (S/RES/1431)
- 2003 年 2.21 G. Ntakirutimana、E. Ntakirutimana 判決 (共同訴訟、前者禁固刑 25 年、後禁固刑 10 年)
- 3.14 刑が確定した者の刑執行をフランスで行なうことについて、ICTR とフランスとが協定を締結
- 5.15 L. Semanza 判決 (禁固刑 25 年)、E. Niyitegeka 判決 (終身刑)
- 5.26-27 本会議
- 5.26 The Prosecutor v. G. Rutaganda 上訴裁判部判決 (終身刑)

- 6.25 総会 18 名の臨時裁判官を選出
- 7.14 国連に最初の完了戦略を提出
- 8.28 安保理が ICTR 裁判長および検察官に対して、2004 年末までに完了戦略の履行計画について年次報告での説明を要請する。同決議において旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) と兼務であった検察官の職が、ICTR 独自の地位として設立される。(S/RES/1503)
- 9.1 第一審裁判部を補う 4 名の臨時裁判官が審理に参加
- 9.29 ICTR、安保理に対して臨時裁判官が裁判以前の事項にも判断を行なうことを認める要請を行なう
- 10.6 ICTR 完了戦略 (S/2003/946)
- 10.27 9 名の臨時裁判官が審理に参加可能となる。また裁判以前の事項にも判断を行うことが認められる (S/RES/1512)
- 12.1 J. Kajelijeli 判決
- 12.3 Media 事件(F. Nahimana, H. Ngeze, J.-B. Barayagwiza)判決 (前者 2 名は終身刑、後者は禁固刑 35 年)
- 2004 年 1.22 J. Kamuhanda 判決
- 2.25 Cyangugu 事件 (A.Ntagerura, E. Bagambiki, S. Imanishimwe) 判決 (Ntagerura および Bagambiki 無罪、Imashimwe 禁固刑 27 年)
- 2.28 ICTR 検察官 完了戦略を安保理に提出
- 3.17 刑罰の確定者の刑執行を自国内で認める協定を ICTR とイタリアが締結
- 3.26 安保理、完了戦略達成のための更なる評価を ICTR に求め、戦略達成のための国内裁判所の強化の重要性を想起 (S/RES/1534)
- 4.23-24 第 14 回本会議。手続および証拠規則第 11 条 bis 採択*
- 4.27 刑罰の確定者の刑執行を自国内で認める協定を ICTR とスウェーデンが締結
- 4.30 ICTR、完了戦略を安保理に提出 (S/2004/341)

	6.17	S. Gacumbitsi 判決
	7.9	Niyitegeka v. The Prosecutor 第一審裁判部の刑を確認（終身刑）
	7.15	E. Ndindabahizi 判決（終身刑）
	11.19	ICTR、完了戦略を安保理に提出（S/2004/921）
2005 年	3.1	4 つ目の法廷が設立（裁判部の構成は 3 つ）
	3.14	V. Rutaganira 判決（禁固刑 6 年）
	4.28	M. Muhimana 判決（終身刑）
	5.19	M. Bagaragaza をノルウェーの裁判所に付託するとの検察官の動議が、管轄権不在を理由として、ICTR の裁判官ベンチによって退けられる。
	5.20	The Prosecutor v. Semanza 上訴裁判部（禁固刑 25 年を退け 35 年とする）
	5.23	Kajelijeli v. The Prosecutor 上訴裁判部（禁固刑 45 年）
	5.23	ICTR、完了戦略を安保理に提出（S/2005/336）
	6.13	ICTR、完了戦略履行の評価を安保理に提出
	9.19	Kamuhanda v. The Prosecutor 上訴裁判部（第一審の判決、終身刑を確認）
	12.5	ICTR、完了戦略を安保理に提出（S/2005/782）
	12.13	A. Simba 判決
2006 年	2.16	Serugendo（有罪を認める、禁固刑 6 年）
	4.13	P. Bisengimana（有罪を認める、禁固刑 15 年）
	5.29	ICTR、完了戦略を安保理に提出（S/2006/358）
	6.7	ICTR、完了戦略履行の最新の評価を安保理に提出
	6.13	安保理、ICTR のすべての常任裁判官の任期を 2008 年 12 月 31 日までとする。（S/RES/1684）
	7.7	Cyangugu 事件 上訴裁判部（Ntageura, Bagambiki の無罪を確認、Imanishimwe の禁固刑を 12 年に減刑）
2010 年	12.31	ICTR すべての訴訟手続き終了予定

【ルワンダ国際刑事裁判所規程】（抜粋）

1994年1月1日から1994年12月31日の間に、ルワンダの領域内で行なわれたジェノサイドおよびその他の国際人道法の重大な違反に責任を有する者および近隣諸国領域内においてジェノサイドおよびその他の違反に責任を有するルワンダ市民の訴追のための国際刑事裁判所（以下「ルワンダ国際裁判所」という）は、国際連合憲章第7章の下で行動する安全保障理事会によって修正され、この規程に従って任務を遂行する。

第1条 ルワンダ国際裁判所の権限

ルワンダ国際裁判所は、この規程に従い、1994年1月1日から1994年12月31日の間に、ルワンダ領域内で行なわれた国際人道法の重大な違反について責任を有する者および近隣諸国の領域内でそのような違反に責任を有するルワンダ市民を訴追する権限を有する。

第2条 ジェノサイド

1 ルワンダ国際裁判所は、本条の2に規定されるジェノサイドを行なった者または3に掲げるその他の行為を行なった者を訴追する権限を有する。

2 ジェノサイドとは、国民的、民族的、人種的または宗教的集団の全部又は一部を破壊することを意図して行なわれる次の行為を言う。

- (a) 集団の構成員を殺すこと。
- (b) 集団の構成員の身体または精神に重大な危害を加えること。
- (c) 集団の全部または一部の身体を破壊することを目的とする生活条件を当該集団に意図的に課すること。
- (d) 集団における出産を妨げることを意図する措置を課すること。
- (e) 集団内の子どもを他の集団に強制的に移送すること。

3 次の行為は処罰する

- (a) ジェノサイド

- (b) ジェノサイドの共謀
- (c) ジェノサイドの直接かつ公然の扇動
- (d) ジェノサイドの未遂
- (e) ジェノサイドの共犯

第3条 人道に対する罪

ルワンダ国際裁判所は、国民的、政治的、民族的、人種的または宗教的理由によってあらゆる文民に対する、広範または体系的な攻撃の一部として行なわれた次の犯罪に責任を有する個人を訴追する権限を有する。

- (a) 殺人
- (b) 殲滅
- (c) 奴隷の状態に置くこと
- (d) 追放
- (e) 拘禁
- (f) 拷問
- (g) 強姦
- (h) 政治的、人種的および宗教的理由による迫害
- (i) その他の非人道的な行為

第4条 ジュネーブ諸条約共通第3条および第二追加議定書の違反

ルワンダ国際裁判所は、1949年8月12日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ諸条約の共通第3条および1977年6月8日の同条約第二追加議定書の重大な違反を行いまたは行うことを命令した者を訴追する権限を有する。これら違反は次のものを含むものの、これらに限定されない。

- (a) 個人の生命、健康、身体的または精神的に健全な状態への暴力、とくに殺人および拷問、手足の切断、あるいはあらゆる形態の身体的への刑罰
- (b) 集団的刑罰
- (c) 人質

(d) テロ行為

(e) 個人の尊厳に対する侵害、とくに侮辱を与えたり品位を貶める取り扱い、強姦、強制売春およびあらゆる形態のみだらな暴行

(f) 略奪

(g) 文明化された人々によって不可欠と認められた裁判上の保障を提供する、適切に設立された裁判所による従前の判断なくして判決を下し、刑を執行すること。

(h) 前述の行動を行なうとの脅迫

第5条 人に関する管轄権

ルワンダ国際裁判所は、この規程に従い、自然人について管轄権を有する。

第6条 個人の刑事上の責任

1 この規程の第2条から第4条に定める犯罪の計画、準備または実行について、計画し、扇動し、命令しまたは幫助しもしくは教唆した者は、個人としてその犯罪について責任を負う。

2 国の元首または政府の長であるか責任を有する公務員であるかを問わず、被告人の公の地位により、被告人の刑事上の責任は免除されずまた刑罰は軽減されない。

3 上官は、部下が第2条から第4条に定める行為を行なおうとしまたは行ったことを知りまたは知る理由がある場合において、当該行為を防止するため又は当該行為を行なった者を処罰するため必要かつ合理的な措置を取らなかったときは、当該行為が部下によって行なったという事実をもって、その刑事上の責任を免除されない。

4 被告人は、政府または上官の命令に従って行動したという事実をもって、その刑事上の責任を免除されない。ただし、ルワンダ国際裁判所が正義のために必要であると決定する場合には、刑罰の軽減に当たりその事実を考慮することができる。

第7条 領域的および時間的管轄権

ルワンダ国際裁判所の領域的管轄権は、領土、領空を含むルワンダの領域およびルワンダ市民によって行なわれた国際人道法違反の重大な違反に関して近隣諸国の領域に及ぶ。ルワンダ国際裁判所の時間的管轄権は、1994年1月1日に始まり1994年12月31日に終わる期間である。

第8条 管轄権の競合

1 ルワンダ国際裁判所および国内の裁判所は、1994年1月1日から1994年12月31日までの期間、ルワンダの領域内で行なわれた国際人道法の重大な違反、およびルワンダ市民により近隣諸国の領域で行なわれた違反について人を訴追することに関して、ともに管轄権を有する。

2 ルワンダ国際裁判所は全ての国家の国内裁判所に優越する。手続のいかなる段階においても、ルワンダ国際裁判所は、国内裁判所に対して、現規程およびルワンダ国際裁判所の手続および証拠規則に従って、権限に服することを正式に要請することができる。

第9条 一事不再理

1 いかなる者も、この規程に基づいて、国際人道法に対する重大な違反を構成する行為についてルワンダ国際裁判所ですでに裁判を受けた場合には、国内裁判所で裁判を受けることはない。

2 国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について国内裁判所ですでに裁判を受けた者は、その後、次の場合に限りルワンダ国際裁判所による裁判を受けることがある。

(a) その者が裁判を受ける原因となった行為が、通常の犯罪とされた場合

(b) 国内裁判所の手続が公平なもしくは独立のものではなかった場合、国際的な刑事上の責任から被告人を保護することを意図したものであった場合また訴追が誠実に行われなかった場合。

3 ルワンダ国際裁判所は、この規程に基づいて有罪の判決を受けた者に対する刑罰を検討するに当たって、その者に対し同一の行為について国内裁判所が科した刑罰がすでにどの程度執行されているのかを考慮する。

第10条 ルワンダ国際裁判所の組織

ルワンダ国際裁判所は、次の機関で構成する。

- (a) 三の第一審裁判部および一の上訴裁判部で構成する裁判部
- (b) 検察官
- (c) 書記局
- ...

第13条 裁判部の構成員

- 1 ルワンダ国際裁判所の常任裁判官は、その構成員から所長を選出する。
- 2 ルワンダ国際裁判所の所長は、第一審裁判部の構成員でなければならない。
- 3 ルワンダ国際裁判所の常任裁判官との協議の下、裁判所長は本規程の第12条 bis に基づいて選出あるいは任命された2名の常任裁判官を旧ユーゴスラビア国際裁判所の上訴裁判部の構成員として、また8名をルワンダ国際裁判所の第一審裁判部の構成員として配属する。
- 4 旧ユーゴスラビア国際裁判所の上訴裁判部の構成員は、ルワンダ国際裁判所の上訴裁判部の構成員としても職務を遂行しなければならない。
- ...
- 6 裁判官は配属された裁判部でのみ職務を遂行する。

第14条 手続および証拠規則

ルワンダ国際刑事裁判所の裁判官は、ルワンダ国際裁判所の手続のために、第一審開始前の手続、第一審および上訴新、証拠の許容性、ならびに被害者

および証人の保護、その他旧ユーゴスラビア国際裁判所の必要と思われる適当な事項の変更について、手続および証拠規則を採択する。

第15条 検察官

1 検察官は、1994年1月1日から1994年12月31日の間、ルワンダ領域内で行われた国際人同法の重大な違反について責任を有する者および近隣諸国の領域内で違反について責任を有するルワンダ市民の調査および訴追について責任を有する。

2 検察官はルワンダ国際裁判所の別個の機関として独立して行動する。検察官は、いかなる政府にもまた他のいかなる者にも指示を求めてはならずまたその指示を受けてはならない。

3 旧ユーゴスラビアの検察官はルワンダ国際裁判所の検察官としても職務を遂行する。検察官は、ルワンダ国際裁判所における訴追を支援するために、追加の副検察官を含む、追加の職員を有することができる。職員は検察官の推薦に基づいて事務総長によって任命される。

第16条 書記局

1 書記局は、ルワンダ国際裁判所の運営および役務の提供について責任を有する。

2 書記局は、書記および必要に応じてその他の職員で構成される。

3 書記は、ルワンダ国際裁判所の裁判所長との協議の後、事務総長によって任命される。書記は4年の任期で職務を遂行し、再任されることもできる。書記の勤務条件については、国連の事務次長補の勤務条件を適用する。

第17条 捜査および起訴状の準備

1 検察官は職権によってまたはあらゆる情報源、とくに政府、国連機関、政府機関および非政府機関からのあらゆる情報源から入手した情報に基づいて捜査を開始する。検察官は受領したまたは入手した情報を評価し、捜査を

進める十分な根拠があるかを決定する。

2 検察官は被疑者、被害者および証人に質問し、証拠を収集し現地の調査を行う権限を有する。これら職務の遂行にあたり、検察官は、適当な場合には関係国の当局の援助を求めることができる。

3 被疑者は、十分な支払い手段を有しないときには自らその費用を負担することなく弁護人を付される権利を含み、質問されるに当たり、自らの選任する弁護人により援助される権利を有する。また被疑者は自身が話し理解する言語へのまたその言語からの翻訳を与えられる権利を有する。

4 検察官は、事件について一応十分な証拠があると判断する場合には、事実およびこの規定に基づいて罪に問われている被告の犯罪に関する簡潔な記述を含む起訴状を準備する。起訴状は第一審裁判部の裁判官に送付される。

第18条 起訴状の審査

1 起訴状を送付された第一審裁判部の裁判官は、起訴状を審査する。裁判官は、検察官によって事件について一応十分な証拠が示されていると認める場合には、起訴状を確認する。そのような証拠が示されていると認められない場合には、起訴状は却下される。

2 裁判官は、起訴状を確認した場合、検察官の要請に基づいて人を逮捕し、拘禁し、引き渡しまたは移送する旨の命令および令状その他裁判の進行のために必要な命令を出すことができる。

第19条 公判手続の開始および進行

1 第一審裁判部は、被告人の権利を十分に尊重しならびに被害者および証人の保護に妥当な考慮を払いつつ、裁判場構成かつ迅速に行われることならびに手続が手続および証拠規則に従って進行することを確保する。

2 起訴状が確認された者は、ルワンダ国際裁判所の命令または逮捕令状に従い、抑留され、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、ルワンダ国際裁判所に移送される。

3 第一審裁判所は起訴状を朗読し、被告人の権利が尊重されることを確保し、被告人が起訴状を理解していることを確認し、および被告人に陳述を行うことを指示する。第一審裁判部は、公判期日を定める。

4 審理は第一審裁判部が手続および証拠規則に従い手続を非公開とすることを決定しない限り公開で行われる。

第20条 被告人の権利

1 すべての者は、ルワンダ国際裁判所の前に平等とする。

2 被告人は、本規程第21条に基づいて、公正な公開審理を受ける権利を有する。

3 被告人は、この規程に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定される。

4 被告人は、この規程に基づくその罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

(a) 理解する言語で速やかにかつ詳細に、罪の性質および理由を告げられること。

(b) 弁護の準備のために十分な時間および便益が与えられらばに自ら選任する弁護人と連絡を取ること

(c) 不当に遅延することなく裁判を受けること

(d) 自ら出席して裁判を受け、および直接または自ら選出する弁護人を通じて自らを弁護すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払い手段を有しないときには自らその費用を負担することなく弁護人を付されること。

(e) 自己に不利な証人を尋問しまたはこれに対し尋問させること、ならびに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席およびこれに対する尋問を求めること。

(f) ルワンダ国際裁判所において使用される言語を理解しまたは話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(g) 自己に不都合な供述または有罪の自白を強要されないこと。

第21条 被害者および証人の保護

ルワンダ国際裁判所は被害者および証人の保護について、手続および証拠規則において定める。このような保護に関する措置には、カメラによる手続や被害者の身元関係事項の保護などが含まれるが、これらに限定されるものではない。

第22条 判決

1 第一審裁判部は判決を宣告し、国際人道法に対する重大な違反について有罪の判決を受けた者に対して刑罰を科す。

2 判決は第一審裁判部の裁判官の過半数によって決定され、第一審裁判部によって公開の場で言い渡される。判決には書面による理由が付され、個別または反対意見を付することができる。

第23条 刑罰

1 第一審裁判部が科す刑罰は、拘禁刑に限られる。拘禁の期間を決定するに当たり、第一審裁判部はルワンダの裁判所における拘禁刑に関する一般慣行に依拠する。

2 第一審裁判部は、刑罰を科すに当たり、犯罪の重大性、有罪の判決を受けた者の個別の事情などの要因を考慮する。

3 拘禁刑に加え、第一審裁判部は、脅迫による物を含む犯罪行為によって得た財産および収益を正当な所有者に返還することを命令することができる。

第24条 上訴の手続

1 上訴裁判部は、第一審裁判部により有罪の犯罪を受けた者また検察官からの次のいずれかの理由に基づく上訴を審理する。

(a) 法律問題の錯誤であり、決定を無効とするもの

(b) 事実の錯誤であり、誤審の原因となったもの

2 上訴裁判部は、第一審裁判部による決定を確認し、破棄しまたは修正することができる。

第25条 再審の手續

第一審裁判部または上訴裁判部における手続中に知られておらず、かつ決定に到達するに当たり決定的な要因となったであろう新しい事実が発見された場合には、有罪の判決を受けた者または検察官は、ルワンダ国際裁判所に対して判決の再審理の請求を行うことができる。

第26条 刑罰の執行

拘禁刑はルワンダまたは有罪の判決を受けた者を受け入れる意図を安全保障理事会に表明した国の一覧から、ルワンダ国際裁判所が指定した国で執行される。拘禁刑は、ルワンダ国際裁判所の監督の下、関係国の適用法に従い執行される。

第27条 恩赦または減刑

有罪の判決を受けた者が、拘禁される国の関係法令に基づいて恩赦または減刑について適格である場合には、関係国はルワンダ国際裁判所に対してその旨を通知する。ルワンダ国際裁判所長が、裁判官との協議において、司法の利益および法の一般原則に基づいて決定した場合に限り恩赦または減刑が認められる。

第28条 協力および司法上の援助

1 国家は、国際人道法に対する重大な違反について責任を問われている者の捜査および訴追に関して、ルワンダ国際裁判所と協力しなければならない。

2 国家は第一審裁判部が発する援助要請あるいは命令に対して不当に遅延することなく従わなければならない。それらは次の事項を含むがこれらに限定されるものではない。

- (a) 人の身元確認と所在の特定
- (b) 証言の収集および証拠の提出
- (c) 文書の送達
- (d) 逮捕または拘禁
- (e) ルワンダ国際裁判所への被告人の引き渡しまたは移送

第29条 ルワンダ国際裁判所の地位、特権および免除

1 1946年2月13日の国際連合の特権および免除に関する条約は、ルワンダ国際裁判所、裁判官、検察官およびその職員、書記およびその職員に適用される。

2 裁判官、検察官、書記は、国際法に従って外交使節に与えられる特権および免除、課税の免除ならびに便益を享受する。

...

4 被告を含むその他の者で、ルワンダ国際裁判所に出頭が要求される者は、ルワンダ国際裁判所の適切な任務遂行に必要な待遇を与えられる。

第30条 ルワンダ国際裁判所の経費

ルワンダ国際裁判所の経費は、国際連合憲章第17条の規定に従い、国際連合の経費である。

第31条 使用言語

ルワンダ国際裁判所の使用言語は英語およびフランス語である。

第32条 年次報告

ルワンダ国際裁判所の裁判所長は、ルワンダ国際裁判所の年次報告を安全保障理事会および総会に提出する。

【手続および証拠規則】修正

2002年採択

第11条 bis 国内裁判所手続の事件における起訴の停止

(A) 検察官によるあるいは自発的な適用において、上訴裁判部は

- (i) 被疑者を逮捕した国家当局が自国裁判所において被疑者を訴追する
- (ii) 他国の当局がそのようにする用意がある場合、また被疑者を逮捕した国家当局がそれに反対しない場合
- (iii) 逮捕した国あるいは他の国家の裁判所にとって、被疑者に対して管轄権を行使することが適切である場合

上訴裁判部は、裁判所に勾留されている被告人に審理の機会を与えた後に、国内裁判所における手続の間、被告人への起訴を停止する命令を下すことができる。

(B) 本規則の下に命令がなされた場合

- (i) 被告人が裁判所に勾留されている場合には、関係国の当局に移送される。
- (ii) 検察官は、それが適切であると考えられる場合には、関係国の当局に事件に関連する情報を伝えることができる。
- (iii) 検察官は代理として国内裁判所の手続を監視する審理のオブザーバーを派遣することができる。

(C) 本規則に基づいた命令の後、また国内裁判所によって被告人が有罪または無罪を言い渡される前であれば、上訴裁判部は、検察官の適用によりまた関係国の当局に対して審理の機会が与えられた後に、本命令を撤回し規則10条に基づき延期の正式な要請を行なうことができる。

(D) 本規則に基づく命令が上訴裁判部によって撤回された場合には、上訴裁判部は関係国に対して被告人を裁判所に移送する正式な要請を行なうことができる。当該国家は規程第28条に従い、遅滞なく従わなければならない。上訴裁判部あるいは裁判官は、被疑者の逮捕令状を発することもできる。

2004年採択

第11条 bis 他の裁判所への起訴付託

- (A) 判決が確定した場合、裁判所での被告人の勾留の有無にかかわらず、被告人の訴追を自国裁判所において求める国家当局に事件を付託する目的で、裁判所長は上訴裁判部を指示することができる。これにより、関係国の当局は当該国家内において適切な裁判所に対して、事件を審理に付託することができる。
- (B) 上訴裁判部は、検察官に対しておよび被告人が裁判所に勾留されている場合には被告に対して、審問の機会を与えた後に、自発的にまたは検察官の要請に基づいて、このような付託を命じることができる。
- (C) (A) 項に基づいて事件の付託を決定する際、上訴裁判部は以下の事項を確認しなければならない。
- (i) 関係国の裁判所が被告人に管轄権を行使する状況の適切性について
 - (ii) 被告人が関係国の裁判所において適正手続に基づいて公正な裁判を受けることについて
- (D) 本規則に従い命令が下された場合
- (i) 被告人が裁判所に勾留されている場合には、関係国の当局に引き渡される。
 - (ii) 裁判部は特定の承認や被害者の保護措置が有効であることを命じることができる。
 - (iii) 検察官は関係国の当局に対して、検察官が適切とみなす事件に関連するすべての情報を、とくに起訴を支持する支持する資料を提供することができる。
 - (iv) 検察官は代理として関係国の裁判所の手続を監視するオブザーバーを派遣することができる。
- (E) 上訴裁判部は裁判のために被告人が移送される国家を規定した逮捕令状を発行することができる。

(F) 本規則に従い命令が発せられた後、また関係国の裁判所によって被告人が有罪あるいは無罪が言い渡される前であればいずれの時にも、上訴裁判部は、検察官の要請に基づいてまた関係国の当局に対して審理の機会が与えられた後に、かかる命令を取り消し、規則10条に基づいて延期の正式な要請を行なうことができる。

第55条 bis 全ての国家に対する逮捕令状

(A) 検察官の要請に基づき、またそのように行なうことが国家を移動し、所在が未確認の被告人の逮捕を促進するのであれば、裁判官は規則61条に規定されている手続を援用することなく、付帯規則(B)に従い、全ての国家に対して逮捕令状を発行することができる。

(B) 書記は検察官によって指示された国家の当局に令状を送付する。

シエラレオネ特別法廷関連年表

1980年～		西アフリカで紛争勃発 リベリア国民愛国戦線（NPFL）がコートジボワールより攻撃
1991年		シエラレオネ NPFLの支援を受けた革命統一戦線（RUF）が リベリア側より攻撃開始
1996年		カバーが大統領に就任
	11.30	アビジャン和平協定
1997年	5月	軍事革命評議会（AFRC）がカバー政権を打倒する。ノーマン が市民防衛軍（CDF）のコーディネーターとなる
	6月	AFRCのジョニー・ポール・コロマが国家元首に就任
	8.28-29.	西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、シエラレオネの軍事 政権への経済制裁を決定。
	10.8	安保理、シエラレオネに対する武器禁輸を決定(S/RES/1132)
1998年	3月	カバーが大統領として復権。ノーマン、国防副大臣に就任
	7.13	国連シエラレオネ監視団（UNOMSIL）設立（S/RES/1181）
1999年	7.7	ロメ協定締結（シエラレオネ政府とRUF） 真実和解委員会設立に合意 元兵士に対する恩赦について規定（第9条）
	10.22	国連シエラレオネ・ミッション（UNAMSIL）設立、UNOMSIL 終了を決定（S/RES/1270）
2000年	2.7	UNAMSILの権限が拡大（S/RES/1289）
	5月	RUFがUNAMSILに攻撃を行い、PKO要員500人を人質とす る
	5.17	RUFサンコーが逮捕される
	6月	カバー大統領、国連に対して紛争中に残虐行為を行った者を訴 追するために、特別法廷設立の支援を求める
	7.5	安保理、ダイヤモンドの輸入禁止措置を決定（S/RES/1306）

- 8.14 安保理、シエラレオネ特別法廷設置について、事務総長とシエラレオネ政府との間で交渉を行うことを要請 (S/RES/1315)
- (ICTY, ICTR の法的根拠を規定した決議 827、および 955 に倣い、国際犯罪のアカウントビリティは、平和の安全と維持時の回復に結びついているとする。つまり正義なくして平和なしを示す。)
- 10.4 シエラレオネ特別法廷設立に関する事務総長報告書 (添付 国連とシエラレオネ間の協定案および特別裁判所規程案)
- 12.22 安保理は事務総長に対して、人的管轄権および基金に関して、協定および規程案の修正を要請 (S/2000/1234)
- 2002 年 1.16 シエラレオネ特別法廷設立に関する国連とシエラレオネ政府協定締結 (S/2002/246, Annex II)
- 1.18 紛争終結の公式宣言が政府、RUF、CDF の間で締結、武装解除終了
- 3 月 検察官、紛争時に行われた戦争犯罪や人道に対する罪 17 件について、元大統領等を起訴
- 4.17 国連事務総長によって検察官任命
- 6.10 国連事務総長によって書記任命
- 7.1 SCSL 活動開始
- 7.1 1900 万ドル 自発的拠出金 (~2003.6.30)
- 12.6-9 第 1 回本会議 (フリータウン) 手続規則第 25 条に基づく、全裁判官による会合。8 名の裁判官が就任
- 2003 年 2 月 弁護室 (Defence Office) 活動開始 (法廷手続規則規則 4 5)¹
- 3.3-7 第二回本会議 (ロンドン)。7 日、SCSL 法廷独自の手続規則を採択 (ICTR 規程第 14 条に由来する手続および証拠規則を修正、同規則は同年 8 月 1 日、10 月 30 日にも修正される)。勾留規則

¹ 規則 45 に基づいて、弁護室の弁護士は、弁護人として法廷にも立つ。また弁護室は、弁護、推定無罪、立証責任、被告の権利について共同体に伝える役割も担う。

採択(The Rules Governing the Detention of Persons Awaiting Trial or Appeal before the Special Court for Sierra Leone or Otherwise Detained on the Authority of the Special Court for Sierra Leone、9月25日修正)

- 3.7 最初の起訴を承認
- 3.10 シエラレオネ特別裁判所 検察官が以下7名の起訴を発表
フォディ・サンコー (Foday Sankoh RUF 設立者、指導者
2003年7月29日死亡)
イッサ・ハッサン・セサイ (Issa Hassan Sesay, RUF の指導メン
ンバー)
アレックス タンバ ブリマ (Alex Tamba Brima) 軍事革命評
議会(AFRC, 1997年5月の軍事クーデター後に RUF と同盟)
モリス・カロン (Morris Kallon, RUF 元指導的メンバー)
ジョニー・ポール・コロマ (Jonny Paul Koroma AFRC 元指
導者)
サム・ボッカリ (Sam Bockarie RUF 元指導的メンバー、
リベリアで殺害される)
サミュエル・ヒンガ・ノルマン (Sam Hinga Norman 逮捕時
には内政国家安全担当大臣、CDF-政府側民兵組織の元全国コー
ィネーター)
- 3.13-21 以下の被疑者が出廷 全員無罪を主張
サンコー、セサイ、ブリマ、カロン、ノーマン
- 5月 検察官、次の3名を収監
カラマ (Brima Bassy Karama、元 AFRC 司令官)
フォファナ (Moinina Fofana、元 CDF 司令官)
コンデワ (Allieu Kondewa、元 CDF 司令官)
- 6月初旬 検察官、テイラーの起訴を明らかとする
- 7.28-8.1 第3回本会議(ロンドン)規則の審議および修正。新規則 72 (E)

(F) (G) の導入。上訴裁判部の権限を再確定する。管轄権、手続の公平性、迅速性などの問題に関する申立は、上訴裁判部に対して付託される。これら予備申立 (preliminary motion) については上訴手続がなくなる。SCSL は、他の国際犯罪法廷とは異なり、管轄権の欠如等について、まず第一審裁判部で処遇されるという手続きを有さない。

裁判官評議会 (Council of Judges) を設立する規則 23 を設立。評議会は、裁判長、副裁判長、上訴裁判部の裁判所長より構成される。評議会は裁判所の機能に関する事柄を協議することを目的とする。

- 8 月 テイラー、ナイジェリアによる庇護を受ける
- 8.10 勾留所が開設される
- 9 月 検察官は、カヌ (Santigie Borbor Kanu, AFRC 指導者) に対する起訴を行う
- 9.3 国家または真実和解委員会が法廷に収監されている者より証言を得る手続を採択
- 10.1 弁護人の任命に関する指針採択
- 10 月 裁判所がテイラー氏のガーナでの逮捕に失敗
- 10 月 第 4 回本会議 (フリータウン) 規則 72 の修正。予備申立は少なくとも 3 名の上訴裁判部裁判官により構成されるベンチにもとづいて決定されることとなる。
- 11 月 法廷はテイラーに対する逮捕状をリベリア政府およびナイジェリア政府に送付
- 11.28 裁判長は、TRC から要請されていたノーマンの公聴会 (public hearing) を一部認め、被告が TRC に対して書面および誓約の下で宣言することを明らかとする

- 12.5 検察官は死去したサンコー、ボッカリに対する起訴を取り下げる
- 2004年 1.28 共同申立の決定 第一審裁判部 I は被告人が分類され合同で訴追されることを決定する。
CDF 事件: 被告ノーマン、フォファナ、コンデワ(SCSL-04-14)
RUF 事件: 被告セサイ、カロン、グバオ (SCSL-04-15)
AFRC 事件: 被告ブリマ、カマラ、カヌ(SCSL-04-16)
- 3.10 シエラレオネ特別法廷フリータウンに設立
「[シエラレオネ特別法廷の]決定と有罪判決は、国際的な刑法の司法・正義(international criminal justice)という目標を前進させ、責任と説明責任の原則を確認し、将来において軍事政治的指導者が残虐行為に向かいまたは行うことを抑止する力を持つ」(コフィ・アナン国連事務総長メッセージ)
- 3.11-14 第 5 回本会議開催 (フリータウン) 手続規則 18 条の挿入。上訴裁判部の裁判長の職務を、更新なしの 1 年間に限定する
- 3.13 上訴裁判部 3 つの予備申立に対する決定
①裁判所設立の合憲性について、上訴裁判部は、特別法廷が自らの創設の合法性を決定する権限を有すること、国連とシエラレオネ政府の間の協定はシエラレオネ憲法に違反せず有効に履行されていること、また特別法廷は国際的な裁判所でありシエラレオネの司法制度の一部ではない、と判断した。
②ロメ和平協定に規定されている恩赦に関する申立について。上訴裁判部は、同協定は特別法廷のような国際的な裁判所による国際的な訴追に影響を及ぼさないこと、また特別法廷規程第 10 条の有効性を確認した。
③司法の独立に関して。上訴裁判部は、自発的拠出金による裁判所の資金提供および管理委員会構造 (Management Committee Structure) は、裁判所の独立性および公平性の必

		要な保障を奪うものではないとした。
	3月	首席弁護人 (Principal Defender) が任命される。
	5.7	ウィンター臨時裁判長の決定。グバオ被告からの申し立てであった、被告との公聴会を行うとの TRC からの要請について
	5.26-29	第 5 回本会議再会 (フリータウン) 本会議において、統一行動基準(unified code of conduct)が受諾される。同行動基準は国際刑事裁判所において、検察および弁護を包含する統一された初めての基準。
	5.31	上訴裁判部は、テイラー弁護人からの申立てであった、国家元首の免除に基づいた起訴を退ける
	6.3	第一審裁判部 I CDF Trial 開始
	7.5	第一審裁判部 I RUF Trial 開始
	7月	書記官は、リベリアにおいて Outreach message を市民社会、リベリア当局、UNMIL に対して行い、裁判所の任務について伝える
	10.6	最初の完了戦略文書(Completion Strategy paper)が、管理委員会において採択される。同文書は進捗状況に応じて更新される。 ①完了段階 (第一審裁判部および上訴裁判部の終了) ②完了後の段階 (残された司法機能) 裁判所によって科された刑罰の執行の監督も含まれる。これらは手続きの審査も含まれ、ICTY,ICTR との調整も考えられている。 ③遺産の段階 (Legacy Phase) 特別法廷終了後のシエラレオネへの影響
2005年	1.17	第一審裁判部 II 開始
	5.13-14	第 6 回本会議開催 傍聴者の権利に関する弁護人のための専門的行動基準を採択
	5.18	更新された完了戦略文書が管理委員会で承認される。 ① 完了段階 全ての被告に対して最後の判決が下される。有

罪人は拘留所に移送される。行政および支援サービスの規模を縮小

② 完了後の段階 法廷が現存状況で存在しなくなった場合には、副次的な司法・行政的な活動がなされる。(刑罰の執行状況の監視、証人の保護の継続、裁判所の活動終了後に出頭あるいは逮捕された被疑者に対する手続など)

③ SCSL は Legacy Phase において、法の支配を回復するために集団的な取り組みを行ない続ける

5.24 特別法廷所長アヨラ (Ayoola) が国連安保理に対して特別法廷の進展と課題を伝える。裁判所の財政難、憲章第7章の権限の欠如の下での国家間協力の必要性、UNAMSIL が 2005 年 12 月末に撤退した後の法廷の安全提供について (S/2005/336)

9.19 安保理、国連リベリアミッション (UNMIL) に対して UNAMSIL の撤退後に、法廷の安全支援を提供するように権限を付与する。(S/RES/1626)

11.11 安保理、UNMIL の職務権限を拡大し、テイラーがリベリアに帰国した際に、逮捕、拘束、SCSL での訴追のための移送を行なえるようにする。(S/RES/1638)

12.8 上訴裁判部、弁護室と書記局との関係を明確とする。

12.31 UNAMSIL 活動終了
SCSL が Legacy 作業部会を設立 (多数がシエラレオネ人によって構成)。特別法廷の遺産の永続化に貢献するプロジェクトを確定し実行することを目的とする。

2006 年 1 月 モンゴルの平和維持要員が法廷の安全任務を引き継ぐ

3.17 リベリアのエレン・ジョンソン＝サーリーフ大統領が、ナイジェリアのオバサンジョ大統領に対して、テイラーを SCSL に移送することを要請

3.29 テイラーがナイジェリアとカメルーンの国境で拘束され、法廷

に移送

- 4.3 テイラーが人道に対する罪、戦争犯罪、裁判所規程第 2, 3, 4 条に違反する国際人道法の重大な違反 11 の点について嫌疑を受ける
- 5.29 上訴裁判部は、テイラー氏の場所の変更についての緊急の弁護の申立 (Urgent Defence Motion) は許容されないとする

【シエラレオネ特別法廷規程】（抜粋）

第1条

裁判所は、シエラレオネの領域で1996年11月30日以降に生じた、国際人道法およびシエラレオネ法の深刻な違反に重大な責任を有する者を訴追する権限を有する。そこには、シエラレオネにおける和平プロセスの履行や設立を脅かした指導者も含まれる。

第2条

裁判所は、広範または体系的な攻撃として、あらゆる文民に対して次の犯罪を行なった者を訴追する権限を有する。

- (a)殺人、
- (b)殲滅
- (c)奴隷
- (d)追放
- (e)拘禁
- (f)拷問
- (g)暴行、性的奴隷、強制売春、強制妊娠およびあらゆる形態の性的暴行
- (h)政治的、人種的、民族的あるいは宗教的理由による迫害
- (i)その他の非人道的行為

第3条

裁判所は1949年のジュネーブ条約共通第3条および第二追加議定書の重大な違反を行った者あるいは命令した者を訴追する権限を有する。これら違反には次のものが含まれる。

- (a)生命、健康および身体的または精神的状態の違反とくに殺人および拷問、手足の切除、あるいはあらゆる形態の体罰などの残虐な処遇
- (b)集団による処罰

(c)人質

(d)テロ行為

(e)個人の尊厳に対する暴行とくに屈辱的および面目を失わせる処遇、暴行、強制売春およびあらゆる形態のみだらな暴行

(f)略奪

(g)法に基づいて設立された裁判所による適切な判断なくして判決を言い渡し、刑を執行すること

(h)前述の行為を行うとの脅迫

第4条 その他の国際人道法の重大な違反

特別法廷は次の国際人道法の重大な違反を行った者を訴追する権限を有する。

(a)文民に対する恣意的な攻撃あるいは敵対行為に直接参加していない個人に対する攻撃

(b)国連憲章に従い、人道援助あるいは平和維持ミッションに関与している個人、設備、物質、ユニットあるいは車両に対する、直接の恣意的な攻撃。それらが、武力紛争の国際法の下での文民あるいは文民のものとしての保護を享受している場合。

(c)敵対行為に参加させる目的で、15歳以下の子どもを軍隊や集団に徴兵しあるいは軍隊に入れること

第5条 シエラレオネ法の下での犯罪

特別法廷はシエラレオネ法の下で、次の犯罪行為を行った者を訴追する権限を有する。

(a)1926年の「子どもに対する残虐な行為防止法」の下で、少女への暴行行為に関する犯罪行為

(i)セクション6に違反して13歳以下の少女に暴行を行った場合

(ii)セクション7に違反して13歳から14歳の少女に暴行を行った者

(iii)セクション12に違反してみだらな目的での少女の誘拐

(b) 1861年の「悪意による損害法」の下で、残忍な所有物破壊に関する犯罪行為

(i) セクション2に違反して、住居、家屋とそこに居る人々に火をつけること

(ii) セクション5、6に違反して、公的建築物に火をつけること

(iii) セクション6に違反してその他の建築物に火をつけること

第6条 個人の犯罪責任

1 第2条より第4条に言及されている犯罪を計画し、そそのかし、命令し、行いあるいはまたその計画、準備、執行において支援し幫助した者は、個人として当該犯罪に責任を負う。

2 国家元首であれ政府の長であれ、あるいは責任ある公務員であれ、訴追された個人の公的地位によって、刑事上の責任は免除されずまた刑罰は減刑されない。

3 上官は、本規程の第2条から第4条までに定めるいかなる行為について、部下がそのような行為を行おうとしまたは行ったことを知りまたは知る理由がある場合において、当該行為を防止するためまたは当該行為を行なった者を処罰するため必要かつ合理的な措置を取らなかったときは、当該行為が部下によって行われた場合であっても、上官の刑事上の責任は免除されない。

4 被告人は、政府または上官の命令に従って行動したという事実をもって、刑事上の責任は免除されない。ただし、特別法廷が正義のために必要であると決定した場合には、刑罰の軽減にあたりその事実を考慮できる。

5 第5条に定められる個人の刑事上の責任は、シエラレオネの関連法に従って決定される。

第7条 15歳以上の個人の管轄権

1 特別法廷は、申し立てられた犯罪行為の際に15歳以下の者に対して管轄権を有しない。申し立てられた犯罪行為が、15歳から18歳までの者によってなされた場合には、当該個人が裁判に付される場合、当該個人が若年

であること、本人の更正、社会統合を促進することの望ましい状況、また社会における建設的な役割の遂行、また国際的な人権基準とくに子どもの権利に従って、当該個人は尊厳および価値の意識をもって処遇される。

2 少年少女の犯罪行為者の事件においては、特別法廷は次の命令を行う。ケアの指針および監督の命令、コミュニティサービスの命令、カウンセリング、養育ケア、矯正、教育および職業訓練プログラム、承認された学校、もしくは適切な場合には、武装解除、動員解除社会統合のプログラムあるいは子ども擁護機関によるプログラム。

第8条 管轄権の競合

- 1 特別法廷とシエラレオネの国内裁判所はともに管轄権を有する
- 2 特別法廷はシエラレオネの国内法廷に優越する。特別法廷は、手続のいかなる段階においても、この規程ならびに手続および証拠規則に基づいて、国内裁判所に対してその権限を延期するように公式に要請することができる。

第9条 一事不再理

- 1 いかなる者も、特別法廷においてすでに裁かれた行為についてシエラレオネ国内裁判所において裁かれない。
- 2 本規程の第2条から4条に言及されている行為について、国内裁判所において裁判を受けた者は、その後、次の場合に特別法廷による裁判を受けることがある。
 - (a) その者が裁かれた行為が通常の犯罪とされた場合。
 - (b) 国内裁判所の手続が、公平あるいは独立のものでなかった場合、被告人を国際的な刑事上の責任から保護する目的であった場合、あるいは当該事件が誠実に訴追されなかった場合。
- 3 本規程の下で有罪の判決を受けた者に対する刑罰を検討するに当たり、特別法廷は、国内裁判所によって同一人物に対して同一の行為に対して科された刑罰がすでにどの程度執行されているかを考慮する。

第10条 恩赦

本規程の第2条から4条に定められている犯罪に関して特別法廷の管轄内にある個人に与えられた恩赦は訴追の阻却事由とならない。

第11条 特別法廷の組織構造

- (a) 一または複数の第一審裁判部と上訴裁判部より構成される裁判部
- (b) 検察部
- (c) 書記部

第12条 裁判構成

1

- (a) 第一審裁判部では3名が任務を遂行する。そのうち1名はシエラレオネ政府によって、2名は国連事務総長より任命される。
- (b) 上訴裁判部においては5名、そのうち2名がシエラレオネ政府によって、3名が国連事務総長によって任命される。

2 各裁判官は任命された裁判部においてのみ任務を遂行する。

3 上訴裁判部および第一審裁判部の裁判官はそれぞれ裁判の手続を執り行う、統括裁判官を選出する。上訴裁判部の統括裁判官が特別法廷の長となる。

...

第16条

...

4 書記は書記部に証人および被害者支援セクションを設立しなければならない。このユニットは、検察室との協議において、出廷する証人および被害者に対して保護措置、安全上の取り決め、カウンセリングおよびその他の適切な支援を提供しなければならない。

第17条 被告人の権利

- 1 すべての被告人は特別法廷の前で平等である。
 - 2 被告人は公平かつ公開審理の機会が与えられ、被害者および証人の保護のための特別法廷によって命令された措置に従う。
 - 3 被告人は本規定に従い、有罪と証明されるまでは無罪が推定される。
- ・・・

第18条 判決

判決は第一審裁判部あるいは上訴裁判部の裁判官の多数決によって、公開の場で言い渡される。判決は書面による詳細な理由を付した意見を伴い、個別あるいは反対意見が付することができる。

第19条 刑罰

- 1 第一審裁判部は有罪が確定した者に対して、少年少女以外に対して特定の年月、拘禁刑を申し渡すことができる。期間の決定において、第一審裁判部や、適宜、ルワンダ国際刑事裁判所およびシエラレオネ国内裁判所の拘禁刑に関する実行に依る。
- 2 刑を科するに当たり第一審裁判部は、行為の重大性および有罪の判決を受けた者の個別の事情等の要因を考慮する。
- 3 拘禁刑に加えて、第一審裁判部は、不法にあるいは犯罪行為によって得た財産、収入、資産を没収し、合法的な所有者あるいはシエラレオネに返還する。

第22条 刑罰の執行

- 1 拘禁刑はシエラレオネで執行される。必要な場合には拘禁刑はルワンダ国際刑事裁判所あるいは旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所と刑の執行に関する協定を提携した国家において行われ、特別法廷の書記に対して、有罪となった者を受け入れる意思を有することが示される。特別法廷は、他の国家と

も刑の執行に関する類似の協定を締結することができる。

2 拘禁は、シエラレオネあるいは第三国においても、特別法廷の監督の下で、刑が執行される国家の法に基づいてなされる。執行する国家は、本規程の第23条に従い刑の期間に拘束される。

第23条 恩赦または減刑

有罪の判決を受けた者が、拘禁される国家の適用法に基づいて、恩赦または減刑について適格である場合、関係国はその旨を特別法廷に通知する。恩赦または減刑は、特別法廷の裁判長が他の裁判官との協議において、司法の利益および法の一般原則に基づいて決定した場合にのみなされる。

• • •

第25条

特別法廷の裁判長は法廷の活動および行動について事務総長およびシエラレオネ政府に対して年次報告を提出する。